

○サイエンスリーダーズ育成事業運営業務委託に係る公募型プロポーザル方式に関する公告

公募型プロポーザル方式について、次のとおり公告する。

プロポーザルに参加を希望する者は、以下により関係書類を作成の上、提出すること。

令和8年5月18日

茨城県教育委員会教育長 柳橋 常喜

1 業務の内容等

(1) 業務名

サイエンスリーダーズ育成事業運営業務

(2) 業務の内容

サイエンスリーダーズ育成事業運営業務委託仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約を締結した日から令和9年3月12日（金）

2 競争参加者の資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。また、同条第2項の規定に基づく茨城県への入札参加の制限を受けていない者であること。

(2) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく競争入札参加者資格があること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づき破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から同条第3号に規定する者でないこと。

(6) 国や地方公共団体等が発注した、学校教育に関する業務の受託実績があること。

3 企画提案書の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案提出書（様式第1号）

イ 資格要件に係る申立書（様式第2号）

ウ 企画提案書（任意様式）

**※仕様書「6 業務の内容」について提案すること。**

**※社名等は明示しないようにすること。**

エ 見積書（任意様式）※上記 ウ に見積額を記載する形でも可

(2) 提出方法

PDF形式のデータを、電子メールで提出すること。

(3) 提出期限

令和8年6月1日（月）午後4時（必着）

(4) 提出先

茨城県教育庁学校教育部高校教育課 担当 屋貝 宛

E-mail [kokyo@pref.ibaraki.lg.jp](mailto:kokyo@pref.ibaraki.lg.jp)

4 プレゼンテーションの実施

実施しない

5 業務委託予定者の選定

(1) 選定方法

担当課内に設置する審査委員会において、提出された企画書を次の(2)の評価項目に基づき、審査した上で決定する。

(2) 企画提案を特定するための評価項目

ア 業務実施方針及び手法等

(ア) 仕様書等の理解度

(イ) 実施方針及び業務手法の妥当性、的確性、独創性、実現性

イ 会社の業務実績

(ア) 過去の同種又は類似業務の実績

(イ) 情報セキュリティ管理体制

ウ 業務の実施体制

(ア) 業務責任者

a 専門分野等の適切性（専門分野に係る学識、資格、職歴など）

b 類似性の高い業務の経験（業務経歴）

c その他評価すべき事項（発表論文、取得特許等の状況）

(イ) 実施体制の妥当性

エ 見積額の妥当性

オ その他

上記の評価内容以外の評価に相当する提案

(3) 審査結果の通知

- ア 審査結果は、審査委員会終了後に通知する。
- イ 審査の内容については、一切公表しない。
- ウ 結果についての異議申し立ては、一切認めない。

6 公募に関する説明書の交付

(1) 交付期間

令和8年5月18日(月)から令和8年6月1日(月)まで(茨城県の休日を定める条例(平成元年茨城県条例第7号)第1条に規定する県の休日を除く。)

(2) 交付方法

以下を閲覧しダウンロードすること。

茨城県物品役務入札情報サービス

URL: <http://ppi2.cals-ibaraki.lg.jp/koukai/do/Acceptor>

茨城県教育委員会ホームページ

URL: <https://kyoiku.pref.ibaraki.jp/nyusatsu/>

7 質問の受付

(1) 質問の受付

説明書の内容に関する質問等については、質問・回答書(様式第3号)により、令和8年5月25日(月)午後5時まで、担当課への電子メールにて受け付ける。

(2) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和8年5月27日(水)午後5時までに、電子メールにて行う。

8 その他

(1) 書類等の作成に用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) 企画提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。なお、提出された企画提案書等は返却しない。

(3) 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、企画提案書を無効にするとともに、不利益処分を行うことがある。

(4) その他詳細については、説明書による。